

# 原子力損害賠償支援機構：賠償手続全体の「道しるべ」

## 1. 専門家チームによる巡回相談の実施（「訪問相談チーム」の派遣）

- ・ 弁護士、行政書士等で構成された「訪問相談チーム」が被害者の避難先を巡回。
- ・ 「損害賠償とはそもそも何か？」 「東電に対する賠償請求書方式以外にどのような請求手続があるか？」などの疑問に対して、東電とは異なる第三者の立場から「訪問相談チーム」が無料の説明会・対面での無料の個別相談会を土日祝日含め実施
- ・ これまで、福島県内6カ所の仮設住宅の集会所等にて約900戸を対象に個別相談会等を延べ14回開催（11月14日現在）。説明会参加者約110名（3ヶ所分）個別相談件数約220組（11月13日現在）

## 2. 機構 福島事務所（対面による個別相談窓口）

- ・ 11月9日、福島県郡山市に福島事務所を設置。「訪問相談チーム」派遣の総合調整拠点。
- ・ 弁護士による賠償請求に関する対面での無料の個別相談を開始（事前予約制、車でご来訪の方には無料駐車券をご用意）

予約受付専用電話番号：0120-330-540（フリーダイヤル）  
受付時間：9時～17時（土日祝日含む。年末年始を除く）

- ・ これまでの個別相談件数約30組（11月14日現在）

## 3. 機構 東京本部（電話による情報提供等窓口）

- ・ 行政書士による賠償請求に関する電話での無料の情報提供、  
弁護士による対面での無料の個別相談を実施（事前予約制）

電話番号：0120-01-3814（フリーダイヤル）

受付時間：10時～17時（土日祝日含む。年末年始を除く）

- ・ これまでの電話相談件数 約270件（11月13日現在）

原子力損害賠償支援機構 福島事務所

